

# 平成29年度 公益社団法人 日本栄養士会 国際交流事業助成要項

## 1. 事業の趣旨

公益社団法人日本栄養士会（以下「日本栄養士会」という。）は、栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内の大学院の栄養学科に留学し下記のプログラムに参加する者に対して助成を行います。

## 2. プログラム概要

日本国における高度な専門的知識および技術を持った資質の高い管理栄養士養成教育および日本国における栄養政策および管理栄養士・栄養士に関わる制度を学ぶために、日本国内の大学院の栄養学科において教育※を受けます。

※留学生は、理論ではなく実務を学ぶことも重要であるため、大学院と協議のうえ医療現場の短期実習等が含まれることが望ましい。

## 3. 助成対象者数

若干名

## 4. 助成額

1名=200万円以内（在学期間2年間分）を、日本栄養士会国際交流基金より分割にて給付します。ただし、期間中に修了もしくは退学した場合は給付を停止します。

## 5. 申請資格

申請者は、次の1)から5)に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- 1) 申請者自らが、留学先となる大学院の入学試験に出願・受験したのち、当該大学院への入学が決定している、あるいは決定の見込みがあること。
- 2) 使用言語は原則として日本語となるため、申請時には日常的な日本語能力を備えていること。  
(本プログラムには日本語を学ぶためのプログラムはありません。)
- 3) 大学を卒業または卒業見込みの者で、大学学長の推薦を受けていること。
- 4) 各国の栄養士免許をもつ者または取得見込者で、国際栄養の発展と技術の向上への貢献が期待されること。
- 5) 心身ともに本プログラムへの参加に支障がないこと。
- 6) その他、1)から5)に準じ、日本栄養士会会長が1)から5)相当と認めたる者

## 6. 申請手続き

### 1) 申請書類

申請書類は次の①から⑥の6種類です。すべて英文または和文により提出してください。申請書類に不備がある場合は、審査対象とはなりませんので注意してください。

- ① 国際交流事業助成申請書【様式1】
- ② 履歴書
- ③ 成績証明書
- ④ 卒業見込み証明書もしくは卒業証明書
- ⑤ 大学学長による推薦状
- ⑥ 留学先の大学院からの入学許可書またはそれに該当するものの写

## 2) 書類提出先

出願書類原本を国際スピード郵便で以下の住所へ郵送し、本会へ送付したことをE-mailで連絡してください。

公益社団法人 日本栄養士会 国際交流事業担当者  
〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCVビル6階  
TEL : 03-5425-6555 FAX : 03-5425-6554  
E-mail : [jda-jimu@dietitian.or.jp](mailto:jda-jimu@dietitian.or.jp)

## 3) 締め切り

平成30年1月10日（水）必着

## 4) 留意事項

提出された申請書類は返却いたしません。申請書類を提出する際には、必ず申請者用のコピーをお手元に残しておいてください。申請書類提出後、記入内容に変更が生じた場合には、速やかにお知らせください。

## 7. 助成対象者の選考および選考結果の通知

### 1) 選考

国際交流助成事業審査委員会にて審査を行い、日本栄養士会理事会で承認された者を助成対象者として決定します。

### 2) 選考結果の通知

日本栄養士会長が申請者全員に対して通知します。

### 3) その他

採否理由等についてのお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

## 8. 助成対象者決定後の手続きおよび留意事項

1) 渡航に関する手続き、日本国における住居等の選定および契約等の手続きについては、助成対象者本人が行うこととします。

2) 本プログラムに必要な経費および備品について、助成額以外の補助金および現物の支給はありません。（渡航費、交通費、食費、住居費、水光熱費、電話通話料、インターネット接続料、教材、白衣、調理器具、文具、携帯電話、パソコン等の機器、その他の備品、等々すべて助成対象者本人の負担となります。）

3) 海外旅行保険等、本プログラム参加に必要な期間中の疾病および傷害に対する保険については助成対象者自身で加入することとし、本プログラム期間中の事故や病気に関しては一切の責任を負えません。

4) その他の詳細については、選考結果の通知の際に助成対象者本人にお知らせいたします。

## 9. 助成対象者の義務

助成対象者は、以下の条件を守らなければなりません。

- 1) 日本滞在中は日本国法令を守ること。
- 2) プログラムの遂行に専念し、日本滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと。
- 3) プログラム修了にあたり、報告書を所定の書式により作成し、日本栄養士会会長に提出しなければならない。
- 4) 大学院修士課程を修了後は、ベトナム国の各種栄養関連活動に貢献する各種活動（ベトナム国内栄養士会役職の受諾、国際会議への参加、日本栄養士会雑誌等への投稿等）にあたることとする。

## 10. 助成の取消および助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、助成を取消とし給付した助成金の返還を求めることがあります。

- 1) 助成対象者の義務（別記）を怠った場合。
- 2) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給付を受けたことが判明した場合。

## 11. 個人情報の取り扱い

申請書および添付書類に記入された情報および報告書・成果物等は、次のような目的で利用します。

- 1) 助成対象者の氏名、性別、国籍、職業・肩書、所属機関、報告書、成果物等の情報は、日本栄養士会における国際交流事業の事業実績としてウェブサイト等に資料として公表するとともに、統計資料の作成等に利用されます。また、国際交流事業の広報のため、報道機関や他団体に提供することがあります。
- 2) 助成対象者の居住する国の日本国大使館・総領事館等の在外公館および日本国外務省に、査証発給・確認等のため、これらの情報を提供することがあります。
- 3) 申請書、添付書類および報告書・成果物等は、採否審査、事後評価等のため、外部有識者等に提供することがあります。提供する際、有識者の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにします。
- 4) 事業終了後に、国際交流事業に関するフォローアップのためのご協力やアンケート等をお願いする場合があります。
  - ・ 記入される連絡先に、その他の本会事業に関するご連絡等を差し上げることがあります。
  - ・ 渡航手配や事業の実施にあたり協力が必要な関係者（受入れ機関、保険会社およびその代理店、航空会社、自治体等）、契約等に必要範囲で情報を提供します。
  - ・ 本事業に応募された方は、上記目的での個人情報の利用に同意したものとみなします。

## 12. 問い合わせ先

公益社団法人 日本栄養士会 国際交流事業担当者  
〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCVビル6階  
TEL : 03-5425-6555 FAX : 03-5425-6554  
E-mail : jda-jimu@dietitian.or.jp